

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について

1. 経 過

「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について（答申）」（平成 30 年 6 月 5 日）において、下記のとおり答申されたことを受け、手話言語や情報コミュニケーションに関する新たな条例について検討する。

[答申・抜粋]

なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。

2. 検討の進め方

(1) 様々なコミュニケーションの手段を使う方々やその支援者から意見を聴き取り、本県における現状と課題を把握する。

【対象とするコミュニケーション手段】

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

(2) 先行する道府県の情報収集を行う。

(3) 上記(1)(2)を踏まえ、条例の意義、目的、内容、県民一人ひとりの理解や実践につながる本県の実情にあった実効性という観点、条例化するにはどのような形がよいのか等について取りまとめ、滋賀県障害者施策推進協議会に小委員会を設置して議論する。

3. 小委員会の設置

根拠規定 滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱

第 5 条 協議会は、専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会について

1. 目的

滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行うため、「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」を設置する。

2. 調査検討する内容

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例に関すること

3. 委員構成

(1) 関係障害者団体

身体障害者関係、聴覚障害者関係、視覚障害者関係、盲ろう者関係、知的障害者関係、発達障害者関係 など

(2) 支援関係者団体

手話通訳関係、要約筆記関係、視覚障害者関係 など

(3) 関係機関

(4) 学識経験者

4. 進め方・スケジュール

2018年10月～12月	①手話言語や情報コミュニケーション分野の障害者団体 および支援団体等からの意見の聴き取り ②先行する道府県の情報収集
2019年2～3月頃	第1回小委員会開催（予定） 第3回滋賀県障害者施策推進協議会において経過報告
2019年4月以降	2018年度の議論の進捗に応じて進める